

国営計第 188 号
国営積第 12 号
国営建技第 17 号
令和 5 年 3 月 29 日

大臣官房官庁営繕部計画課 営繕積算企画調整室長 殿
大臣官房官庁営繕部整備課 特別整備室長 殿
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

大臣官房官庁営繕部

計画課 営繕計画調整官
計画課 営繕積算企画調整室長
整備課 建築技術調整室長
(公 印 省 略)

営繕工事における熱中症対策に係る費用について

国土交通省発注の営繕工事における熱中症対策に係る費用については、「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」（令和元年 5 月 22 日付け国営計第 6 号、国営積第 1 号、国営建技第 1 号）にて通知しているところであるが、公共建築工事共通費積算基準改定に伴い、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

1. 対象工事

令和 5 年 4 月以降に入札手続きを行う全ての営繕工事（※）

（※）令和 5 年 3 月改定以降の「公共建築工事共通費積算基準」を適用した工事に限る。

2. 工事費への費用計上の考え方

以前から、一般的な熱中症対策に関する項目（別表参照）は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目以外（例えば、遮光ネット（足場に設置するものに限る）、等）を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとし、当初工事費には費用計上を行わない。

また、当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考として計上する。

3. 総合評価落札方式での技術提案の取扱い

熱中症対策については、技術提案の有無により受注者の費用負担に差が生じることがないように、入札契約手続き段階における総合評価落札方式の技術提案のテーマとして熱中症対策は求めな

いこととする。

ただし、一般的な熱中症対策以外を目的として技術提案があり、採用した場合、その費用は受注者負担とする。

4. その他

「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」(令和元年5月22日付け国営計第6号、国営積第1号、国営建技第1号)の「1. 対象工事」については、以下の通り読み替える。

1. 対象工事

令和5年3月末までに入札手続きを行う全ての営繕工事

(別表)

一般的な熱中症対策に関する項目(共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目)

- ・作業場用大型扇風機
- ・作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服
- ・ドライミスト
- ・暑さ指数(WBGT値)の計測装置 等